

# 『特別史跡 藤原宮跡保存活用計画書』の概要

## 計画の期間・対象範囲・計画の位置付け

実施期間：約10年間

※実施期間終了後、その時点の状況を踏まえ計画を更新します。

※計画が長期間に及ぶため、社会情勢の変化に応じて随時計画を見直します。

対象範囲：特別史跡藤原宮跡と特別史跡追加指定予定地を合わせた範囲

計画の位置付け：特別史跡藤原宮跡の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画



## 計画策定の経緯

橿原市では、平成27年度に市内の史跡名勝を確実に次世代に引き継ぐことを目的として、市内7つの史跡・名勝の保存活用計画を定めた「橿原市内史跡名勝保存活用計画」を策定しました。

しかし、策定後から「特別史跡藤原宮跡」は史跡の追加指定や国有化が進み、土地利用等の状況が変化しています。

また令和7年1月には文化庁による「特別史跡藤原宮跡整備基本構想」の改訂や本市が管理団体に指定されるなど、藤原宮跡の保存管理に関する状況が大きく変化し、現状に即した計画の見直しが必要となりました。

そのため、新たに「特別史跡藤原宮跡保存活用計画」を策定します。

## 大綱（特別史跡藤原宮跡の望ましい将来像）

藤原宮跡の調査研究を継続し、遺跡の保存を図るとともに、広大な遺跡の活用と管理が持続可能な整備を行う。

整備にあたっては、地域住民をはじめ行政・関係機関・関係者の理解と協力のもとに行い、整備の効果が広く還元されることを目指す。そして、地域住民はもとより広く国民が保存と活用に参加できる機会を創出し、藤原宮跡を次世代へと継承する。

	保存管理	活用	整備	運営・体制
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構・遺物の良好な保存</li> <li>国・県・市の連携と民間の土地所有者の協力による維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>終日無料で散策可能な整備地</li> <li>花園植栽整備事業</li> <li>橿原市と奈良文化財研究所の資料室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解説サイン、地下遺構の平面表示、来訪者の安全対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関や団体が個別に様々な取組を進めており、一部連携が図られている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構・遺物の継続的な保護</li> <li>全域の史跡指定が未完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活用の手法不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国による整備基本計画が未策定</li> <li>移動に配慮が必要な方への整備不足(遊歩道等)</li> <li>来訪者の快適性に資する便益施設の設置が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営に関わる機関や団体との連携体制の構築が必要</li> </ul>

## 「橿原市内史跡名勝保存活用計画」と「特別史跡 藤原宮跡保存活用計画」との関係性

### 「特別史跡 藤原宮跡保存活用計画」策定前

#### 既存の計画

橿原市内史跡名勝保存活用計画

市内7つの史跡名勝

- ・特別史跡藤原宮跡
- ・史跡藤原京跡
- ・特別史跡本薬師跡
- ・史跡大官大寺跡
- ・名勝大和三山
- ・史跡菖蒲池古墳

### 「特別史跡 藤原宮跡保存活用計画」策定後

#### 既存の計画

橿原市内史跡名勝保存活用計画

市内6つの史跡名勝

- ・史跡藤原京跡
- ・特別史跡本薬師跡
- ・史跡大官大寺跡
- ・名勝大和三山
- ・史跡菖蒲池古墳

#### 今回策定する計画

特別史跡藤原宮跡保存活用計画

- ・特別史跡藤原宮跡

特別史跡藤原宮跡に関する記載は、**効力を失う**

### □ 特別史跡指定地

- ・調査、研究：内裏、大極殿院等の様相を解明するための発掘調査、研究の継続。成果に基づいた保存活用の在り方を明確にする。
- ・公有化：民有地の所有者との十分な協議のもと、より一層の国有化を推進する。
- ・遺跡の保存（現状変更の取扱）：現状変更は原則許可しない。ただし、現状変更の取扱基準に記載のある項目は、一定の条件を満たす場合に限り認める。
- ・維持管理：本市の管理団体指定に伴い、藤原宮跡の適切な維持管理を文化庁と連携し適切に行う。

### □ 特別史跡未指定地

- ・未指定地の保存：積極的な追加指定の推進及び確実に遺跡を保存するための実効的な施策を検討し実践する。

- ① 我が国最初の都城の中心を訪れるきっかけとなる場づくり
- ② 藤原宮の殿堂、官衙配置を表現する活用の推進
- ③ 学校教育、生涯学習への活用促進
- ④ 地域の活性化に繋がる仕組みづくり
- ⑤ 来訪者が安全に訪れ、地域住民が安心して生活できる環境づくり
- ⑥ 多様な人々が藤原宮の魅力に触れ、憩いの場としての活用
- ⑦ 周辺に位置する文化財の魅力を発信する情報提供

### 方法（一例）

- ・地域：周辺の営農や市民生活への影響を把握するための経過観察を行う。花園植栽整備事業を継続する。
- ・周辺文化財との連携：日本遺産「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」の5人の女性たちのストーリーに基づいた周遊マップを作製し、周辺文化財との連携を一層推進する。

- 殿堂地区：藤原宮の中心にあたり、既にその大部分で国有化が完了しており、積極的な活用を推進する。
  - ・大極殿院、朝堂院、朝集殿院に建てられた殿堂の位置や規模が理解できる遺構表示を行う。
  - ・内裏跡については、当面は発掘調査による解明を待つとともに、上記と連携した表現を目指す。
- 官衙地区：藤原宮の実務空間（官衙等）で、国有地、田園と住宅地等が混在しており、官衙の広がり伝える解説機能の充実を図る。
  - ・国有化を推進する。
  - ・殿堂地区に隣接する範囲については、緩衝地、名勝大和三山を眺望する際の中近景として、風景づくりを行う。
  - ・藤原宮域が、来訪者に理解される解説の充実、大垣の遺構の表示を図る。
  - ・歴史の雰囲気誘う環境、景観の形成を行う。

### 方法（一例）

#### □ 主として保存のための整備

- ・大極殿跡基壇の遺構は、降雨等による表土流出を防ぐ必要がある。経過観察の成果を踏まえ、保護層の設置及びその被覆を伴う整備を行う。その際には、祠・樹木等にも配慮する。

#### □ 主として活用のための整備

- ・【殿堂地区】殿堂地区の空間構成の表現、来訪者を魅了する風景づくり  
内裏、大極殿院等の殿堂や礎敷き、朱雀門等を地上に表示することで、殿堂地区の空間構成を伝える。
- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備  
特別史跡藤原宮跡の価値を損なわないようにバリアフリー化を実施する。

### <本市の保存活用体制の強化>

- ・市内のさまざまな部局との連携強化を図る。
- ・藤原宮跡の保存活用を検討、調整し、市の方針を明確化する。
- ・多様な関係者との協議を円滑に進めるため調整会議等を実施する。

### <多様な関係者が参画、連携する保存管理、活用体制の構築>

- ・専門家の指導のもと、多様な関係者が参加する包括的な保存管理体制を構築し、連携・協働を進める。

### <世界遺産登録に向けた連携推進、日本遺産地域活性化計画の推進に伴う連携体制強化>

- ・世界遺産登録に向けた関係自治体との連携を促進する。
- ・日本遺産「飛鳥」の活用と連携の強化を図る。